

小平市立鈴木保育園 移管先社会福祉法人 募集要項

1 移管スケジュールの概要

平成 24 年度	移管先社会福祉法人の決定
平成 25 年度	鈴木保育園保護者・移管先社会福祉法人・市の三者懇談会の設置 移管先新園の園舎整備の準備（設計等）
平成 26 年度	移管先新園の園舎整備 保育・業務引継 鈴木保育園保護者・移管先社会福祉法人・市の三者懇談会の開催（随時）
平成 27 年度	移管先新園開設（0～2歳児保育開始） 合同保育 鈴木保育園保護者・移管先社会福祉法人・市の三者懇談会の開催（随時）
平成 28 年度	市立鈴木保育園閉園（3月末） 市立鈴木保育園から移管保育園へ3～5歳児移転（0～5歳児保育開始） 鈴木保育園保護者・移管先社会福祉法人・市の三者懇談会の開催（随時）
平成 29 年度	市保育士の移管先新園への派遣 移管後の保育内容について、市が移行対象園児の保護者に対するアンケート調査を実施 移管条件等の履行状況について現況調査 上記調査結果の開示

※上記は、市議会における移管関連予算案等の議決を前提として、現時点におけるめやすとして示すものです。

今後の、鈴木保育園保護者・移管先社会福祉法人・市（保育課及び鈴木保育園）の三者懇談会での協議・調整の状況等により、変更の可能性があります。

2 応募資格

- (1) 応募の時点において、社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人であること。
- (2) 応募の時点において、小平市内で児童福祉法第 7 条に規定する保育園（認可保育所）を運営している法人であること。
- (3) 保育園運営の良好な実績を有し、新たな保育園を設置・運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。

3 保育園の施設

- (1) 保育園用地 小平市鈴木町 1 丁目 166 番地 2,143 m²
 用途地域 第一種低層住居専用地域
 高度地区 第 1 種高度地区
 容積率 80%
 建ぺい率 40%

※上記土地について、30 年間の無償貸付を予定しています。貸付に当たっては、市と

社会福祉法人との間で公有財産無償貸付契約を締結します。

(2) 保育園園舎は、社会福祉法人が新たに建設する。

市は、園舎整備に際し、法人に対して、予算の範囲内で支援を行う。

補助基準額及び補助率については、園舎整備実施年度現在における国及び東京都の施設整備補助制度に基づく、新園総定員（0～5歳）に応じた補助基準額及び補助率による。

4 移管保育園の運営条件

(1) 保育時間

午前7時から午後6時までとし、延長保育については、午後7時30分以降まで行うこと。延長保育時間は提案事項とする。

(2) 受入れ年齢及び定員

0歳児から5歳児を受入れ、定員の総数は鈴木保育園の定員を拡充すること。

ただし、開設初年度（平成27年度）は0～2歳児のみの保育を行い、平成28年度に鈴木保育園から3・4・5歳児の移転を受け入れ、0～5歳児保育を行うこと（※平成28年4月以降につき「児童福祉施設内容変更届」の手続を経ること。）。

<鈴木保育園の定員構成>

計	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
120	12	18	30	30	30

※平成28年度の3歳児クラスは、鈴木保育園からの移転園児と移管保育園の2歳児クラスから上がる園児を合わせて保育することになります。

(3) 施設・職員配置

- ・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号)及び同条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）、保育所設置認可等事務取扱要綱(平成10年3月31日付9福子推第1047号)を遵守すること。
- ・施設整備に当たっては、0歳児1人につき5平方メートル以上の有効面積を確保すること。
- ・園児と保育士の割合は、0歳児3対1、1歳児5対1、2歳児6対1、3歳児20対1、4歳児30対1、5歳児30対1とすること。
- ・看護師、栄養士の配置を行うこと。
- ・園長及び主任保育士は、幹部職員としての資質と、認可保育園での十分な経験を有すること。
- ・年齢や経験年数等を考慮した職員配置を行うこと。

(4) 給食

- ・自園調理方式であること。
- ・アレルギーに丁寧に対応すること。

(5) その他の保育内容

- ・園庭開放、子育て相談など、地域の子育て支援に積極的に取り組むこと。
- ・市内の認可保育園と連携、協力し、市内の保育の発展に努めること。

- ・障がい児の受け入れを積極的に行うこと。
- ・将来的に、市との協議により、必要に応じて一時預かり等の実施可能な事業に取り組むこと。

(6) 苦情解決のしくみの整備

中立・公正な第三者の立場から助言を行う「第三者委員」の設置など、苦情解決のための具体的な方法を明らかにすること。

(7) 第三者評価の受審

福祉サービス第三者評価を、3年に1回以上、定期的かつ継続的に受審し、その結果を公表すること。

(8) その他

園舎の建設に際しては、あらかじめ近隣住民に対し、丁寧な説明や対応を行うこと。
園舎の建設に係る契約に際しては、小平市契約事務規則に準拠した手続をとること。

5 引き継ぎ等

(1) 保護者、事業者、市による話し合いの場への参加

事業者決定後から移管後の引き継ぎ一定期間にかけて設置する、保護者・事業者・市の三者による懇談会に参加し、移管に伴うさまざまな事項について協議に応じること。

(2) 引継ぎ・合同保育

平成25～27年度の間を引継期間とし、懇談会での話し合い等に基づき、必要に応じて、現在の鈴木保育園の一定の保育内容を継承すること。

園児と新園保育士との信頼関係を築き、移管による環境の変化が園児に与える影響を緩和するとともに、保育内容の引継ぎをきめ細かに行うため、平成27年度の一定の期間において合同保育を実施すること。合同保育に参加した法人職員は、移管後も継続して移管先新園で保育に従事すること。勤務を継続できない事情が生じた場合には、保護者の理解を得るよう努めること。

なお、合同保育に係る経費については予算の範囲内で市が負担する。

6 選考方法・選考手順等

(1) 選考方法

移管先事業者の選考は、小平市が設置する「小平市立鈴木保育園移管先社会福祉法人選考委員会」において行う。

(2) 選考手順

- ①評価は応募書類の内容及びプレゼンテーション、ヒアリングによる総合評価とする。
 - ②選考委員会への出席は各法人3名以内とする（理事者・園長・主任保育士等）。プレゼンテーション及びヒアリングは、1法人につき合計30分程度を予定。
 - ③選考委員会の開催日時等詳細は、募集締切後に各応募法人に別途通知する。
 - ④市長は、選考委員会から評価結果の報告を受け、移管先事業者を決定する。
- ※決定後、移管先事業者の名称等を公表します。

7 評価の基準・ポイント

(1) 重視する基準

- ・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ・市が指定する条件に基づき、保育サービスを提供できること。
- ・子どもを中心とした良好な保育を提供する事業者であること。
- ・保育の質を高める職員体制が確保できること。
- ・法人として、資金計画、事業運営の健全性・透明性を確保していること。

(2) 選考評価表（評価の視点）

（別紙1）のとおり。

8 選考スケジュール

平成24年9月14日（金） 応募法人募集

11月13日（火） 募集受付締切

平成25年1月 選考委員会開催

2月～3月 移管先事業者決定

※選考結果は移管先事業者決定後、全応募事業者に対して書面にて通知します。

9 応募方法

提出先：小平市次世代育成部保育課庶務係

提出期限：平成24年11月13日（火）17時

- ①期限までに、指定の書類を持参により提出してください。
- ②提出された文書等は、返却しないものとします。
- ③提出された文書等の著作権は応募者にありますが、「小平市情報公開条例」の規定に基づく情報公開の対象文書となります。
- ④市は提出された文書等について、必要に応じて無償で使用できるものとします。
- ⑤本件の応募に関する一切の費用は、応募法人の負担となります。
- ⑥応募に関する質問がある場合は、平成24年10月15日（月・必着）までに、「応募に関する質問票」（別紙2）に記入し、保育課庶務係までメール・FAX・郵送等により送付してください。質問事項と回答をとりまとめた上で、全応募可能法人に対して送付します。

10 提出書類

※写しを提出するものも含め、全てA4片面印刷とすること。

※正・副、合計2部を作成・提出すること。正・副それぞれをファイル等で綴じること。

※副本は、法人名、既存園名・印影の削除（すみ塗り等）をすること。

※書類番号順に綴じ、右上部に書類番号（下記「(1) ①」～「(3)」）を記載すること。

(1) 法人に関する書類

①応募申請書【様式1】

②法人の概要【様式2】

- ③法人登記簿謄本（写）
 - ④定款（応募時点で最新のもの）
 - ⑤会計に関する経理規程（応募時点で最新のもの）
 - ⑥就業規則・非常勤就業規則・給与規程（応募時点で最新のもの）
 - ⑦予算書（平成 24 年度）
 - ⑧決算書（平成 23 年度）
 - ⑨事業計画書（平成 24 年度）
 - ⑩事業報告書（平成 23 年度）
- (2) 現在運営している小平市内既設保育園に関する書類
- ①小平市内既設保育園の運営状況【様式 3】
 - ②園規則
 - ③保育計画（保育課程・年間指導計画（平成 24 年度）・月の指導計画（平成 24 年 4 月））
 - ④年間行事計画
 - ⑤防災計画・避難訓練計画と実施記録（直近 1 回分）
 - ⑥給食計画、献立表（平成 24 年 9 月分）
 - ⑦東京都保育所指導検査結果（直近 2 回分、文書指摘がある場合は、その報告書も添付）
 - ⑧第三者評価結果（直近のもの）
- (3) 移管保育園運営に関する提案書【様式 4】

1 1 問合先

小平市次世代育成部保育課庶務係

電 話：0 4 2 - 3 4 6 - 9 5 9 4

F A X：0 4 2 - 3 4 6 - 9 2 0 0

E-mail：hoiku@city.kodaira.lg.jp